

## 実験動物の飼養保管等基準の解説書について

### 1 実験動物に関するこれまでの経緯

昭和 48 年 9 月 動物の保護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）  
（昭和 49 年 4 月 1 日施行）

- 第 11 条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の用その他の科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない
- 2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合にはその科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長を協議して、第 1 項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

昭和 55 年 3 月 【総理府】 実験動物の使用及び保管等に関する基準  
（昭和 55 年総理府告示第 6 号）

昭和 55 年 3 月 実験動物の使用及び保管等に関する基準の解説（解説書）

昭和 62 年 5 月 【文部省】 大学等における動物実験について（学術国際局長通知）

平成 17 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律  
（平成 17 年法律第 68 号）（平成 18 年 6 月 1 日施行）

- 第 41 条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。
- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

平成 18 年 4 月 【環境省】 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

(平成 18 年環境省告示第 88 号)

平成 18 年 6 月 【文部科学省】 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針  
(文部科学省告示第 71 号)

平成 18 年 6 月 【厚生労働省】 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施  
に関する基本指針 (大臣官房厚生科学課長通知)

平成 18 年 6 月 【農林水産省】 農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実  
施に関する基本指針 (農林水産技術会議事務局長通知)

(参考)

平成 18 年 6 月、日本学術会議が実験動物の飼養保管等基準及び各省の動物実験等の基本  
指針の規定を踏まえ、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を策定

平成 24 年 9 月 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律  
(平成 24 年法律第 79 号) (平成 25 年 9 月 1 日施行)

第 2 条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つ  
け、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、  
その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさ  
ない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等  
を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

平成 25 年 8 月 【環境省】 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の一部  
を改正する件 (平成 25 年告示第 84 号)

平成 27 年 2 月 【厚生労働省】 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施  
に関する基本指針の一部改正 (大臣官房厚生科学課長通知)

2 今後のスケジュール (案)

平成 28 年 3 月 30 日 (水) : 研究会予備日 (執筆を担当する委員のみ)

6 月 : 解説書の 1 次案

9 月頃 : 研究会 (必要に応じて複数回開催)

平成 29 年 3 月 : 解説書の内容の確定

夏頃 : 解説書の発刊